

意見書案第1号

意見書案について

別紙、「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書（案）」を議決されたく会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年3月28日提出

加西市議會議長 森元 清蔵 様

提出者 加西市議會議員 井上 芳弘

賛成者 // 丸岡 弘満

// // 繁田 基

// // 高橋佐代子

// // 西川 正一

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書（案）

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等の身体への強い衝撃が原因で脳脊髄液が漏れ、減少することによって引き起こされ、頭痛・めまい・耳鳴り・倦怠感等、多種多様な症状が複合的に現れるという特徴を持っている。

昨年4月、厚生労働省より、本症とわかる前の検査費用は保険適用との事務連絡が出されました。これは本来地域によって異なる対応を是正するため出されたものであり、本症の治療に有効であるブラッドパッチ療法については、いまだ保険適用されず、高額な医療負担に患者及びその家族は、依然として厳しい環境におかれている。

平成19年度から開始された「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業（当初3年間）は、症例数において中間目標100症例達成のため、昨年度も事業を継続して行い、昨年8月に中間目標を達成された。

今後は、収集した症例から基礎データをまとめ、診断基準を示すための作業を速やかに行い、本年度中に診断基準を定め、来年度には、診療指針（ガイドライン）策定及びブラッドパッチ療法を、学校災害共済・労災自賠責保険等の対象とすべきである。

よって、政府におかれては、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立を早期に実現するよう下記の項目について強く要望する。

記

1. 脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究事業においては、症例数において中間目標（100症例）が達成されたため、本年度中に脳脊髄液減少症の診断基準を定めること。
2. 脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究事業においては、本年度（平成23年度）にブラッドパッチ療法を含めた治療指針（ガイドライン）を設定し、ブラッドパッチ療法（自家血硬膜外注入）を脳脊髄液減少症の治療法として確立し、早期に保険適用とすること。
3. 脳脊髄液減少症の治療（ブラッドパッチ療法等）を、災害共済給付制度・労働者災害補償保険・自動車損害賠償責任保険の対象に、速やかに加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月28日

兵庫県加西市議会